## 最上村山国有林の森林計画に関する住民懇談会を開催しました

令和5年12月5日(火)、村山市の甑葉プラザ「甑葉ホール」で、「最上村山国有林の森林計画に関する住民懇談会」を開催しました。

## 国有林野事業では、

- ・ 森林整備及び保全の目標等を明らかにする計画として、森林法(昭和26年法律第249号)第7条の 2に基づき、全国森林計画に即して、5年ごとに10年を1期とする「国有林の地域別の森林計画」を、
- ・ 地域レベルでの国有林野の管理経営に関する基本方針等に関する計画として、国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)第6条に基づき、国有林野の管理経営に関する基本計画に即して、5年ごとに5年を1期とする「地域管理経営計画」を、
- ・ 個別箇所の森林整備等を明らかにする計画として、国有林野管理経営規程(平成11年農林水産省訓令第2号)第12条に基づき、上記2計画に即して、5年ごとに5年を1期とする「国有林野施業実施計画」を、

それぞれ定めており、山形森林管理署及び同署最上支署が位置する最上村山森林計画区では、令和6年度が森林計画の策定年度であり、翌7年度が計画期間の始期となります。

国有林の森林計画の策定に当たっては、その計画の策定の前年度に地域にお住まいの皆様のご意見を伺う懇談会を開催しており、今回も、5年ぶりに開催したものです。

当日は、地域にお住まいの方をはじめ山形県村山総合支庁、森林計画区内所在市町村から担当者、地域で森林・林業・木材産業にかかわる業務を展開されている組織や企業の経営者など28名の皆様ご出席をいただき、東北森林管理局及び山形森林管理署・同署最上支署から出席した職員が皆様からのご意見を伺いました。





皆様からは、以下のような趣旨の幅広いご意見をいただくことができました。

- クマによるスギの皮剥ぎの被害が多発しており、山林経営意欲の減退につながる。民有林と国有林が協力して被害防止対策の普及に取り組んでほしい。
- ・ 花粉対策の推進が言われる中、どういった品種を植栽していくか指定いただけると安定的な生産につなげられる。
- ・ 木材の生産体制を強化していくため、民有林と国有林 が連携して共同施業団地の設定等を進めてほしい。
- ・蔵王のオオシラビソ林の再生に向け、森林管理局も森 林管理署もこれまでどおりしっかり協力を続けてほしい。
- ・ 林業労働力の確保が課題。東北農林専門職大学の設立もある中、森林経営のエキスパートの育成に向けた学生の教育に国有林も参加してほしい。
- 拡大造林時代に急峻なところに無理に植えられた箇所があるように思う。そういうところは自然に戻し、林道脇の耕作放棄地に植林したらいいのではないか。
- ・ 航空レーザ測量を国有林と共同で実施することでメリットを感じている。これからも連携と協力をお願いしたい。
- 花粉対策として主伐が増加すると思われるが、生態系に合わせた方法を検討し、事業を実行する者にも生態系や生物多様性保全につながるような指導をいただきたい。







いただいた貴重なご意見は、今後の森林の計画策定作業に反映させていきたいと考えています。 ご参加いただいた皆様に心からお礼申し上げます。懇談会では、

• 5年に1度の懇談会もよいが、座談会的なものをより小規模な単位で開催していけば、より有意義 だと思う

というご意見もありました。今後も、地域の方々との情報交換・意見交換を継続していきたいと考えています。